

17

不動産取得税に係る業務効率化 のための不動産登記情報の取得 の御提案について

令和元年8月5日 法務省民事局

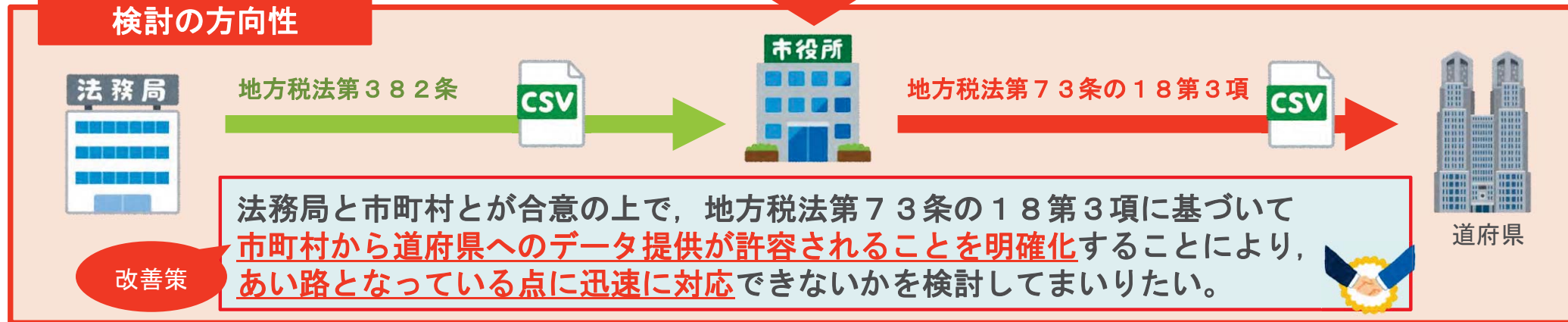
現行の仕組み



御提案の内容



検討の方向性



○参考条文

地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

第七十三条の十八（略）

2（略）

3 市町村長は、前項の規定による申告書若しくは報告書を受け取つた場合又は自ら不動産の取得の事実を発見した場合には、その日から十日以内に当該申告書若しくは報告書を道府県知事に送付し、又は当該取得の事実を通知するものとする。

（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知）

第七十三条の二十二 市町村長は、第七十三条の十八第三項の規定によつて送付又は通知をする場合においては、道府県の条例の定めるところによつて、当該不動産の価格その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて道府県知事に通知するものとする。

（登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載）

第三百八十二条 登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、十日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹まつ消、これらの権利の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記若しくは百年より長い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合に準用する。ただし、登記簿の表題部に記録した所有者のために所有権の保存の登記をした場合又は当該登記を抹まつ消した場合は、この限りでない。

3（略）

空き家に対する財産管理制度の活用に係る ご提案について

国土交通省住宅局
住宅総合整備課
令和元年8月

重点番号19:所有者不明空き家に対する財産管理人
選任申立権の地方公共団体への付与(国土交通省)

空き家対策における財産管理制度の活用について

1. 空き家対策における財産管理制度の活用状況等

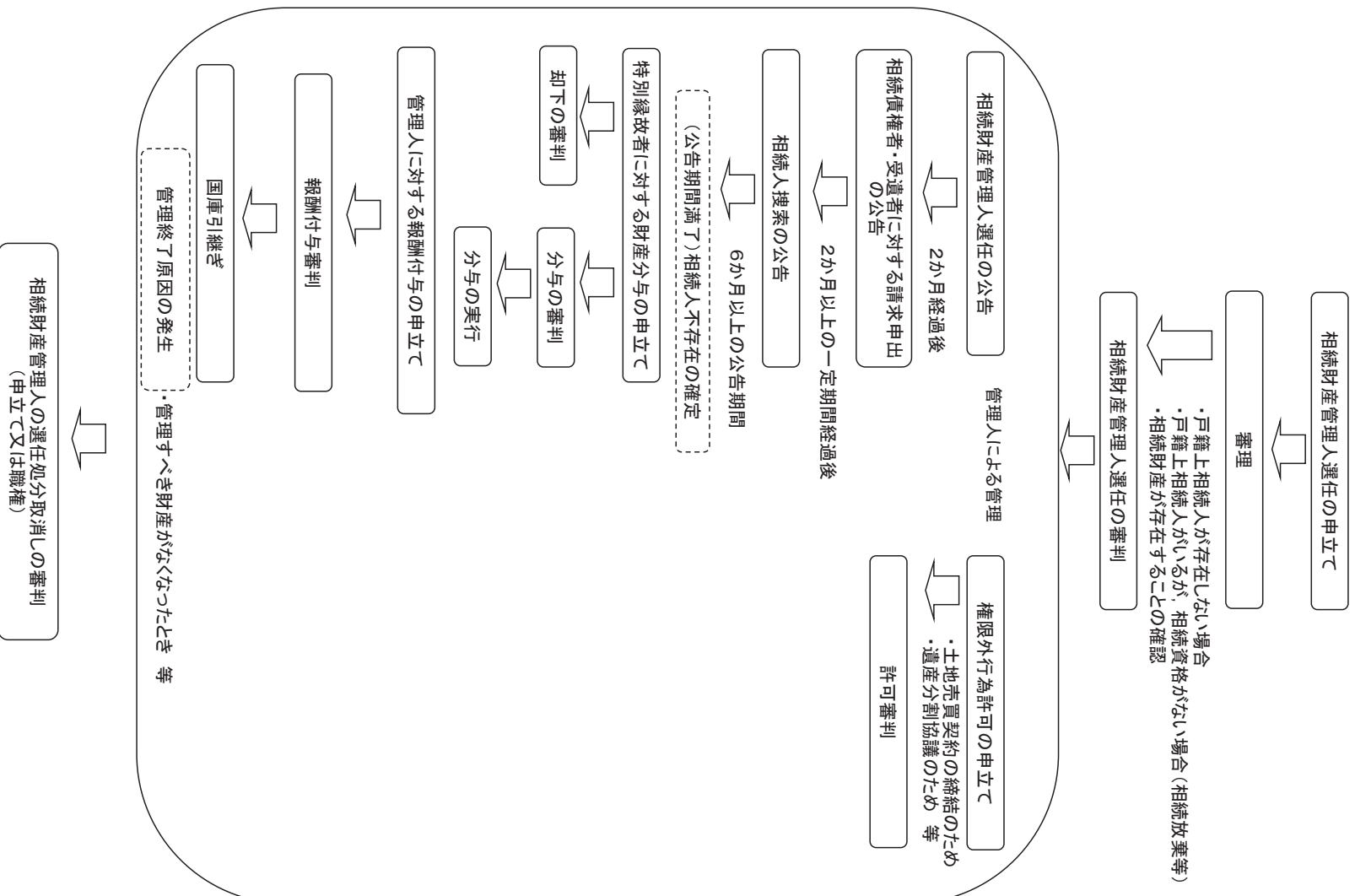
- 空き家対策における財産管理制度の活用事例は把握しているだけでも163件（H27.5.26～H30.10.1）あり、着実に活用が進んでいる。
- 活用事例の中には、地方公共団体が債権を有していない場合も利害関係人として選任申立が認められた事例も存在。
- こうした事例については国土交通省のホームページにて周知を図っているところ。（「地方公共団体の空き家対策の取組事例2」（H30.3末時点））

参考：債権がない市区町村による相続財産管理人・不在者財産管理人の選任の申立事例>

市区町村	申立理由（市区町村が利害関係人となる理由）	市区町村の債権	申立書の提出日
千葉県 松戸市	・ 相続人不存在により空家法の措置手続きを進められない。	なし	H28. 9
東京都 大田区	・ 申立対象が特定空家等であり、区には公益の保護を目的とした公法上の権利義務があるため。	なし	H29. 4
東京都 世田谷区	・ 申立対象が特定空家等であり、区は空家法第4条の「市町村の責務」と、略式代執行の公告実施の面で利害関係にあるため。	なし	H29. 4

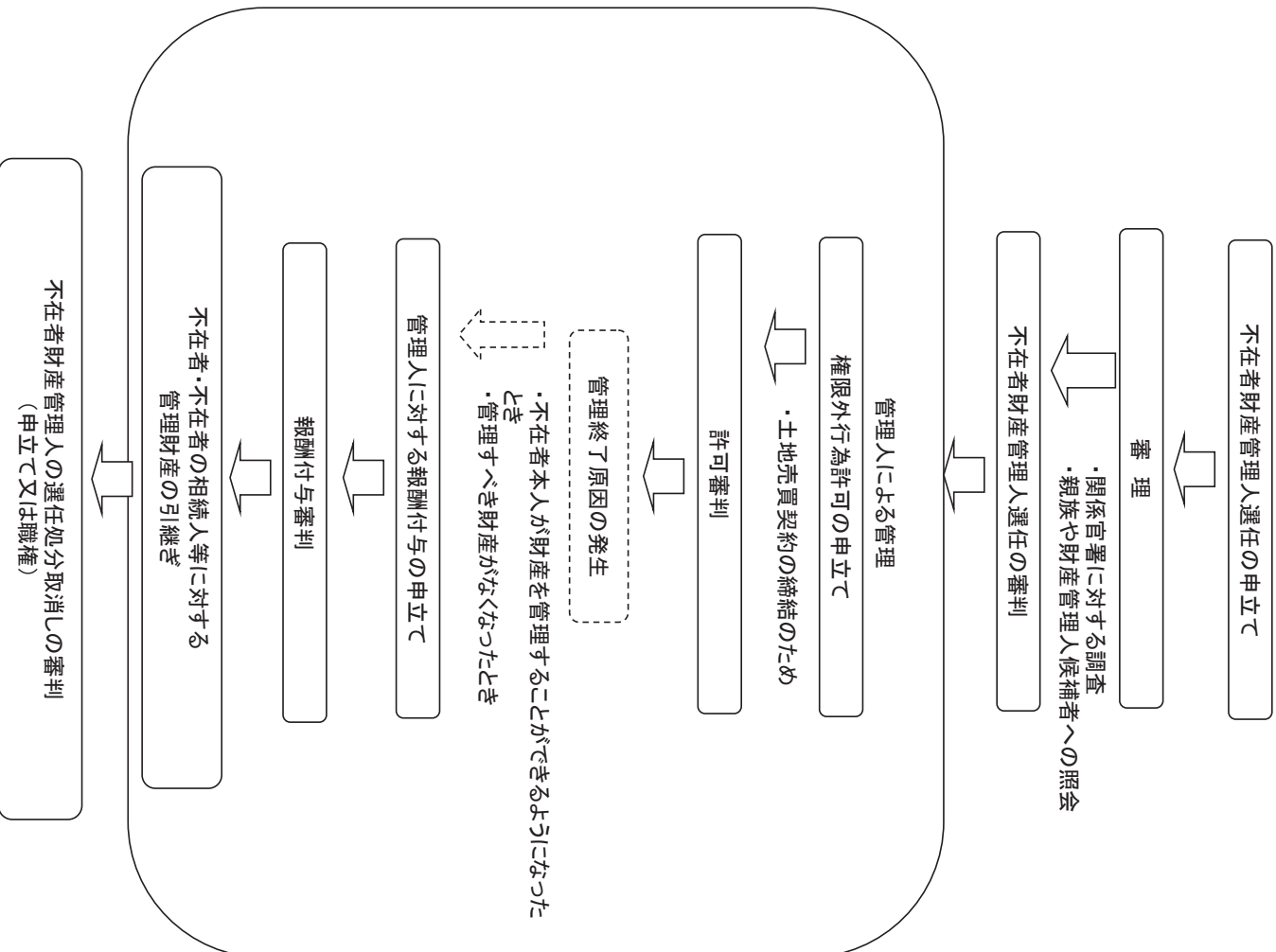
相続財産管理制度

相続人のあることが明らかでない相続財産につき、利害関係人又は検察官の請求により、家庭裁判所が相続財産管理人を選任し、相続人を探しつつ相続財産を管理・清算し、最終的には残余財産を国庫に帰属させる制度（民法第952条以下）



不在者財産管理制度

従来の住所や居所を去って容易に戻る見込みのない不在者について、利害関係人又は検察官の請求により、家庭裁判所が財産管理人を選任して、不在者の財産の管理を行う制度（民法第25条以下）



長期高度人材育成コースの概要

目的

公共職業訓練(委託訓練)において、これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースを拡充し、高い可能性で正社員就職に導くことができる充実した訓練を実施する。

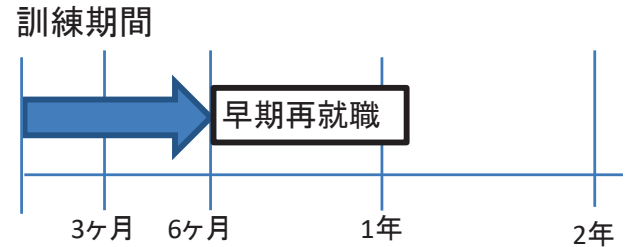
創設経緯

公共職業訓練(委託訓練)は、就職率実績は一定実績を達成しているが、一方で職業訓練受講者の安定した雇用には専門的知識等を習得した働き方改革が課題となっており、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実行本部決定)においても、「非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指し、正社員就職を実現する長期の離職者訓練コースを新設・拡充する」ことが盛り込まれた。

このため、正社員就職を希望する非正規雇用労働者等を対象に、受講意欲を喚起し、かつ、資格の取得等によって高い可能性で正社員就職に導くことができる内容の充実した委託訓練を実施する。

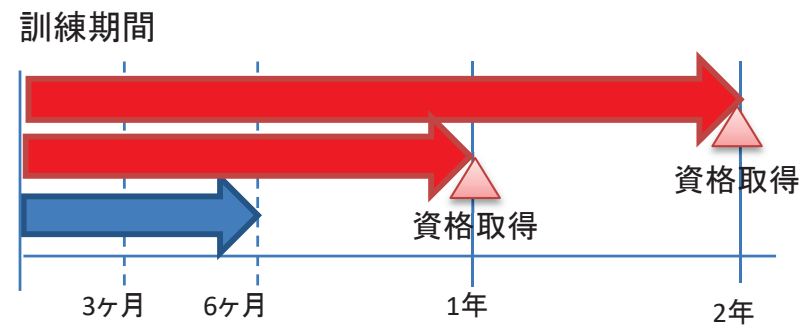
これまでの委託訓練コース

- 離職者訓練の期間は、主に原則3~6ヶ月



長期高度人材育成コース

- 国家資格の取得等ができる**1~2年の長期の離職者訓練を推進**



※平成29年10月より設定可能

重点番号34 地域の大学 短大が行える職業訓練の範囲を拡充するための委託要件の緩和(厚生労働省)

長期高度人材育成コースにおける取り扱いの考え方

① 卒業の要件を修了要件としているのは以下の2点のみ。

- ・ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、職業実践専門課程の認定に関する規程に基づき文部科学大臣が**職業実践専門課程**として認定したもの
- ・ 学校教育法に定める**専門職大学院**が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの

職業実践専門課程は、「専修学校専門課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うこと」

専門職大学院は、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」

※ 目的として、文部科学省から認定された課程のみとなっており、すべての専門学校等を認めているわけではない。

② 長期高度人材育成コースは、長期にわたって非正規労働者等であることを余儀なくされた者の正社員就職を実現するため、こうした者に国家資格の習得等を行わせるべく、特例的に長期訓練を実施しているものである。

訓練期間中は訓練実施機関に対して、「訓練実施経費」を、受講生に対しては、「雇用保険の延長給付」が支給されることとなるため、資格取得を修了要件としており、課程が2年を超えるコースは設定できないこととしている。

自動車整備については、訓練課程の修了のみでは国家資格が取得できないこと、また、2年間の訓練期間中に資格取得が生じない仕組みを認めることは、費用に見合うだけの高い訓練効果が見込まれない恐れがあるとともに、訓練延長給付の拡充にもつながりうることから、当該要望を認めることは困難である。